

【規制改革推進会議 デジタル基盤WG】

固定資産税に係る各種書類の 一層の電子化

2022年2月9日
電気事業連合会

1. 2021年度 規制改革要望
「固定資産税に係る各種書類の一層の電子化」
について P.2

2. 「納税手続きの電子化」に向けた
検討状況について P.3

3. 電気事業者の業務実態を踏まえた
「課税明細書等の電子化」要望について P.4~6

- 固定資産税に係る手続きおよび書類等の電子化要望は、経団連殿より「2021年度規制改革要望（2021年9月提出）」にて上申させていただいた。
- 本日は、この要望事項における前段（納税手続きの電子化）について、総務省殿を中心とした検討委員会における検討状況をご説明させていただき、後段（課税明細書等の電子化）については、電気事業者の業務実態を踏まえてご説明させていただく。

「2021年度（R3年度）規制改革要望 —DXと規制改革の循環を確立する—」
No.29-③ 固定資産税に係る各種書類の一層の電子化（P.29 抜粋）

2021年度税制改正で固定資産税等の賦課税目が地方税共通納税システムの対象税目とされ、今後、一括的な電子納税が可能となったが、固定資産税については書面による納付書（QRコードが付されたものを含む）の継続が前提とされている。

また、固定資産税については、社内の設備管理システムへの効率的な評価額等の入力の観点から、名寄帳や課税明細書の電子化ニーズがあるが、対応は一部の自治体にとどまっている。

そこで、固定資産税に係る上記の各種書類について、完全電子化に向けたロードマップを早期に示すべきである。

（以下、省略）

＜根拠法令等＞
地方税法 364 条等

前段
P.3

後段
P.4~6

- 納税手続きの電子化は、「令和3年度 地方税における電子化の推進に関する検討会（2021年11月とりまとめ）」において、令和5年度（2023年度）からの実施に向けた準備を進めることが示されている。

「令和3年度（2021年度）地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」 2. 納付手続のオンライン化（P.4 抜粋）

固定資産税等の4税目については、地方団体が賦課決定をした上で、納税通知書を納税者に送付し、その情報に基づいて納税する仕組みである。

賦課税目でのeLTAXを通じた電子納付の実現については、過去2か年の本検討会での中心的な検討課題であった。本検討会及び実務者による検討の成果により、現在、**①地方団体が納付書情報をeLTAXにアップロードする方策及び②紙の納付書にQRコードを付す方策の双方について、令和5年度(2023年度)からの実現に向けて、関係機関が準備を進めている。**

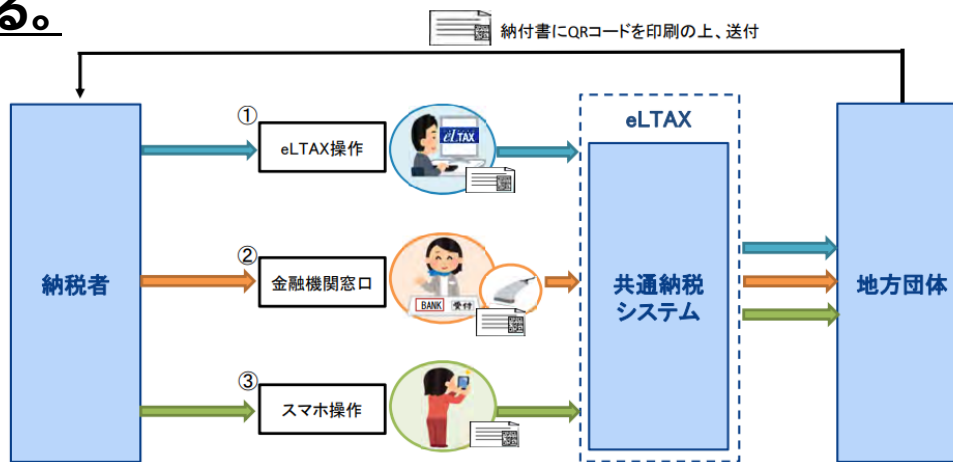
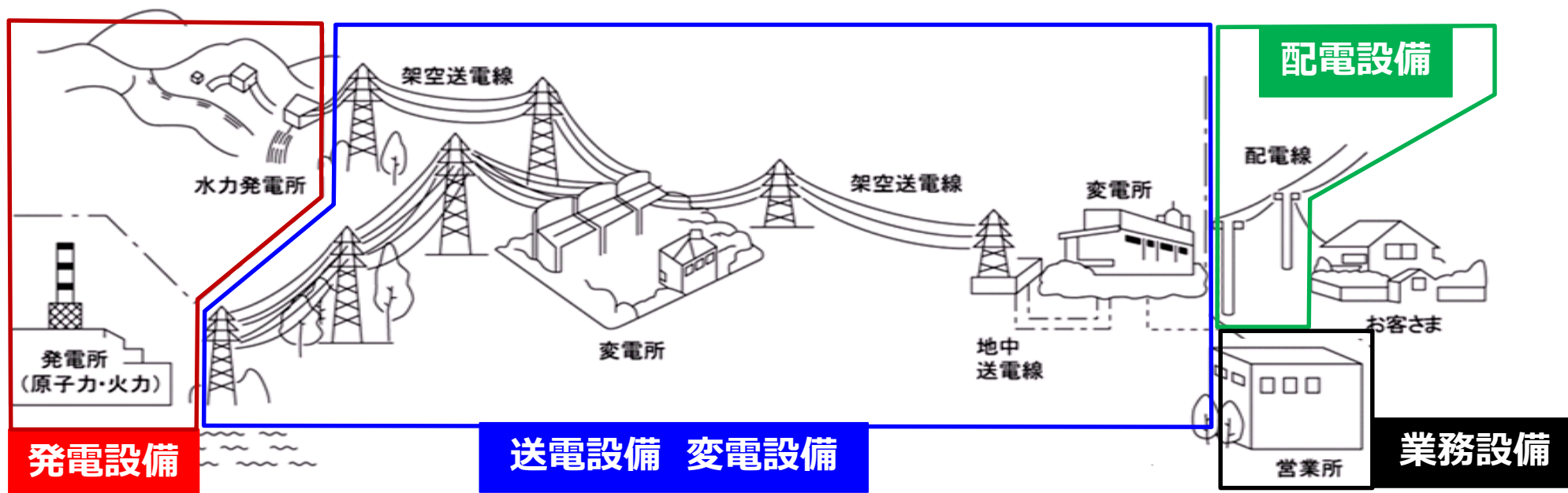


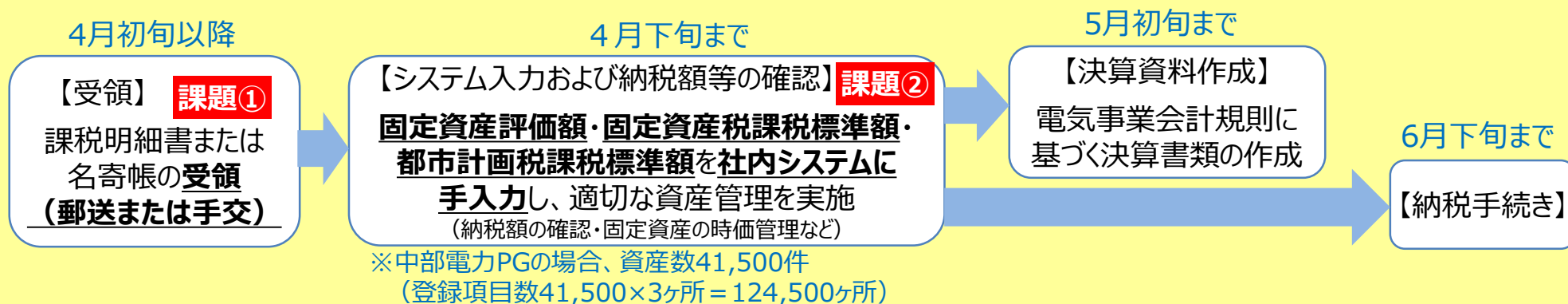
図) 令和3年度（2021年度）地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ「参考資料」より

【電気事業者の資産管理業務について】

- 電気事業者（一般送配電事業者含む）は、設備用途毎に多くの固定資産（土地・建物等）を所有しており、日頃からそれらの資産管理を行っている。
- その一環として、例年、固定資産税等の納付時期に市町村から送付される課税明細書の情報（**固定資産税評価額・固定資産税課税標準額・都市計画税課税標準額**）について、以下の観点から社内管理システムへ入力し、把握・管理を行っている。
 - **納税額の確認・固定資産の時価管理**
 - **電気事業会計規則への対応（設備の使用用途ごとに会計整理を行う必要がある）**



【資産管理業務の流れ】



【現状の課題】

課題① 「受領」に時間を要している。

- ⇒ 課税明細書等が「紙媒体」で発行されるため、受渡は郵送でされるケースが多く、書類の受領に時間を要している。
 また、市町村側にとっても事務作業や郵送費などが負担となっている虞がある。

課題② システムへの入力に多大な労力を要している。

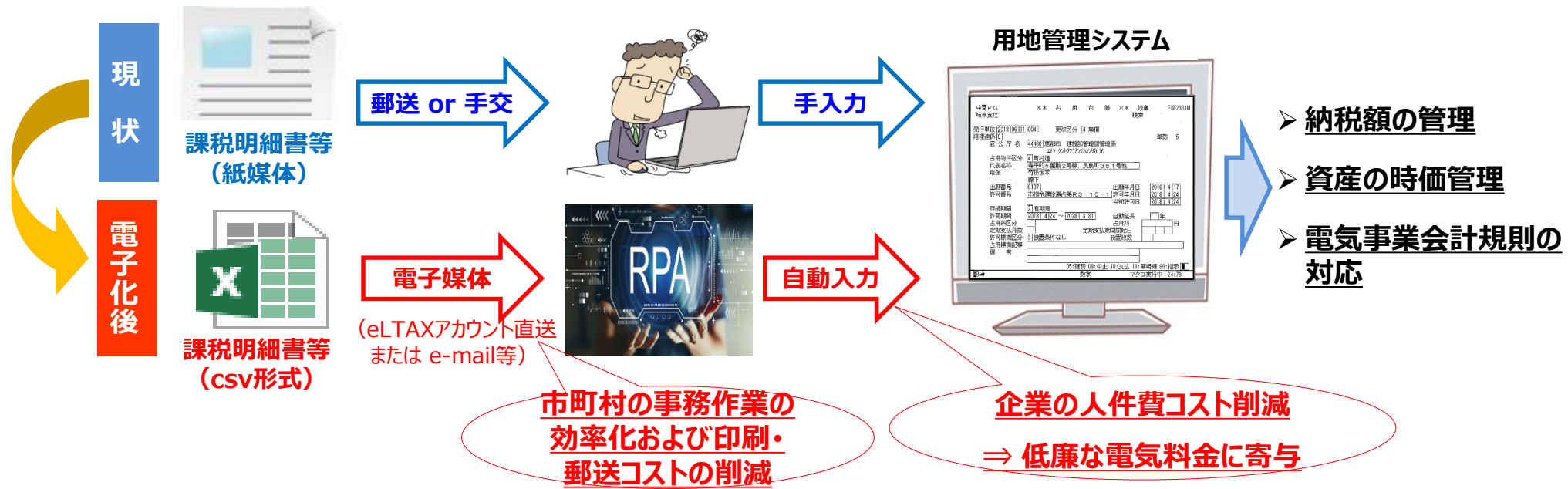
- ⇒ 課税明細書等が「紙媒体」であり入力の自動化（RPA化等）が極めて困難であり、手入力を強いられている。

ex.) 中部電力PGの場合、毎年の入力作業に1,106時間（138人×8時間）の労力を要している。
 土地：約39,000筆、建物：約2,500棟、合計41,500件の入力作業が必要

**各工程がアナログ作業であり、課税明細書等のデジタル化が実現できれば、
 資産管理業務の効率化・低コスト化が実現でき、ひいては「低廉な電気料金」に寄与する。**

【要望事項】

現在、総務省殿で検討が進められている「自治体情報システム」において、課税明細書等の様式統一、及び電子化（csv形式）を行ったうえで、電子媒体で授受できるシステム構築



【参考：課題解消に向けた取り組み ※中部電力PGの場合】

- 2018年5月に中部電力PG管内の一部の市町村から、課税明細書等を紙媒体ではなく電子データで授受することの提案を受け、実施したところ、双方にとって大幅な業務効率化が図れた。このため、管内の全市町村へ電子データによる受領に向けた協議を開始した。
- 結果、46/214の市町村に電子データでの授受に応じてもらったが、対応できない理由としては「市町村が使用するシステムに電子データでの抽出機能がなく、改修予算もない」というものが多く、市町村レベルでは解決することが困難であることが判明した。このため、現在検討が進められている「自治体情報システム」での解決を要望させていただくもの。

以下、ご参考資料

固定資産に係る帳票

- **資産管理の観点からも、課税明細書と名寄帳を電子化するニーズが高い。**
「課税明細書」と「名寄帳」は同一内容の帳票であるが、課税明細書の送付時期が遅い市町村に対しては、名寄帳（課税明細書）を請求している。この際、データ形式はcsvが好ましい。
- 申告・納税の観点では、「納税通知書」と「納付書」についても、引き続き電子化を希望する（地方税電子化検討会における完全デジタル化に向けた議論の通り）。

帳票	用途（概要）
固定資産課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が固定資産の状況や固定資産税評価額・固定資産課税標準額等を管理するための5つの台帳の総称。 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳 「固定資産課税台帳」は一棟一筆ごとに記載されているものであり、主な記載内容は以下の通り 固定資産の所有者、所在地、地目・地積（土地の場合）、種類・構造・床面積（家屋の場合）、固定資産税評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額
納付書	<ul style="list-style-type: none"> 税金を納付する際に用いる書類であり、納税額のみ記載
納税通知書	<ul style="list-style-type: none"> 所有者ごとの納税額（複数所有の場合は合計額）や、固定資産区分（土地or建物）ごとの課税標準額の合計値が記載されている。 ※複数の固定資産を有する場合、固定資産毎の課税標準額を把握できない
課税明細書	<ul style="list-style-type: none"> 所有する固定資産毎の固定資産税評価額・固定資産税課税標準額・都市計画税課税標準額が記載されており、納税通知書とセットで送付されるケースが多い。
名寄帳	<ul style="list-style-type: none"> 「課税明細書」と同じ内容の書類である。 固定資産税の納付書等に付随して市町村から送付されるものを「課税明細書」と呼び、固定資産の所有者から市町村への請求に基づいて発行されるものを「名寄帳」と呼ぶ。 両書類ともに1/1時点のデータをもとに作成されている。

- 業界特有の法令・会計規則等が適用されない場合であっても、**資産管理（効率的な財務諸表作成や管理会計対応、土地売買等）の観点から課税明細書に強い電子化のニーズ**。
- 課税明細書に記載されている情報の中で特に重視する項目は、「固定資産税課税標準額」「都市計画税課税標準」等が挙げられるが、記載情報の全体的な電子化が必要。
- 管理の実務から、現在は掲載されていないが、全国地方公共団体コード（市区町村コード）を望む意見もある。
- データの並び順としては、自治体ごとにデータ化される項目が統一されることを希望。
- データ形式は、加工に適した**CSVを支持**

<各社意見>

○Excelに課税標準をインプットして集計及び税額検証を行っている。電子データを入力した場合、それらの手入力は不要となる。貸与資産については、固定資産税評価額を参照しているので、インプットして集計している。

⇒ 課税標準の大きな変動がないかの確認を行い、税額の妥当性を確認。

○過去からの課税標準額を自治体ごと、物件(地番、建屋番号)ごとにExcelで整理しており、予算編成、部門別原価計算(固定費配賦)等に使用している。

⇒ PL費目としての納税額の管理、原価計算の固定費配賦、経営管理上の固定費管理(部門別コスト把握)

＜各社意見＞（続き）

- 課税明細書は法人合計の金額が記載されているので、各事業場ごとに管理するためのデータの加工・集計を行う。
 - ⇒ 社内の経理規程に基づき、各事業場が管理している土地・家屋と課税明細書に記載されている土地・家屋との照合を行う必要がある。電子データであれば検索が容易になるので、より効率化につながる。

（土地売買等に関し）

- 土地売買取引において、固定資産税評価額をもとに、時価算出の参考値とする。
- 不動産を売却する場合、固定資産税を引き渡し日を基準に日割りで分担することが一般的であるため請求額確定のために必須
- 土地貸与する際の地代算定の参考として使用する。

（参考）国税庁HP「未経過固定資産税等の取り扱い」など

[未経過固定資産税等の取扱い | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

法人税基本通達13-1-2

[第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

- 効率的な納付税額情報の管理、リモートワーク推進等の観点から、課税明細書の電子化のみならず、**納税通知書・納付書の電子化にも強いニーズ**。
- データ形式は**CSVを支持**。
- 納付書のQRコード案は出社を要し、固定資産の件数が多い大規模事業者にとっては事務負担の大幅軽減にはつながらないことから、あくまでも過渡的な手法と認識。
- 各種通知の単純な電子化はゴールではない。**データの到着時期、納付時期の統一についてもロードマップ提示**が望ましい。

<各社意見>

納税通知書、納付書の電子化のニーズ

- 納付を管理するため、納付書番号ごとに納付期限と納付額の一覧表を作成している。全国700以上の地方団体に納付しているため、手作業での管理に膨大なロードを要している。課税明細書と同様に電子化を強く要望する（同様意見複数）。

納税通知書・納付書（さらには課税明細書）の到着時期・納付時期について

- 現状ばらばら。自社システムにインプットする作業を一括で行えるため、到着時期は統一されることが望ましい（3月末決算の企業からは5月中旬の通知を望む声複数）。
- 納付時期についても、（例えば6月末等で）統一されることが理想。